

令和6年度第1回薬事審議会
化学物質安全対策部会（Web開催）

議事・資料一覧

日 時 令和6年7月30日（火）14時00分～16時00分

【議事】

1. 審議事項

- （1）第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデクロランプラスに係る所要の措置について【非公開】
- （2）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）対象物質の第一種特定化学物質への指定及び所要の措置について【公開】
（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質）
- （3）第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について【公開】

2. 報告事項

検討対象物質選定スキームを活用した今後の家庭用品の安全対策について【公開】

3. その他

【資料一覧】

薬事審議会化学物質安全対策部会委員名簿

- 資料1-1 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデクロランプラスの個別の適用除外の取扱いについて（案）
- 資料1-2 デクロランプラスを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第25条の政令で定める用途の指定について（答申案）
- 資料2-1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の新規対象物質を化審法第一種特定化学物質に指定することについて（案）
（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質）
- 資料2-2 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質等が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について（案）
- 資料2-3 ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における第一種特定化学物質の指定及び所要の措置について（答申案）
- 資料3-1 第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について（案）
- 資料3-2 第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について（答申案）
- 資料4 化審法第一種特定化学物質の指定等について（審議事項（1）～（3）の概要）
- 資料5 化審法に係る諮問書（写）
- 資料6 検討対象物質選定スキームを活用した今後の家庭用品の安全対策について

- 参考資料 1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抜粋）
- 参考資料 2 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要
- 参考資料 3 新規POPsの追加フロー
- 参考資料 4 POPs条約第11回締約国会議において決定された事項
- 参考資料 5 デクロランプラスの有害性の概要
- 参考資料 6 デクロランプラスのエッセンシャルユースに関するリスク評価
- 参考資料 7 POPs条約第10回締約国会議において決定された事項
- 参考資料 8 Risk profile for perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS related compounds [2018年10月9日POPRC作成
UNEP/POPS/POPRC. 14/6/Add. 1]
- 参考資料 9 ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）の環境モニタリングデータを用いた
リスク評価
- 参考資料10 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（抄）
- 参考資料11 家庭用品の化学的安全性確保に向けた検討対象物質選定スキームとその後の進め
方に関する考え方
- 参考資料12 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における検討対象物質選定ス
キーム」に関する意見募集の結果について